

# 平成 29 年度 第 3 回上越市高齢者見守り支援ネットワーク会議次第

日 時：平成 29 年 11 月 30 日（木）14 時～

会 場：上越文化会館 4 階中会議室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 議 題

(1) 上越市第 8 期高齢者福祉計画（案）について

(2) その他

## 4 閉 会

## 上越市第8期高齢者福祉計画（案）について

### ○目次

#### 第1章 計画策定に当たって

- 1 計画策定の背景
- 2 制度改正のあらまし
- 3 計画策定の位置づけ（法令等の根拠及び目的）
- 4 計画期間の設定
- 5 第6期介護保険事業計画・第7期高齢者福祉計画の検証及び評価
- 6 2025年度（平成37年度）の推計
- 7 日常生活圏域について
- 8 第7期介護保険事業計画・第8期高齢者福祉計画の目標
  - (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進
  - (2) 高齢者福祉施策の充実
    - ①高齢者の見守り支援の強化・日常生活支援の拡充
    - ②高齢者の積極的な社会参加や交流の場づくりの推進
- 9 計画策定の体制・計画の進捗状況の点検・調査及び評価、公表
- 10 計画の進捗管理

#### 第2章 高齢者等の現状と推計

#### 第3章 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### 第4章 介護保険事業の現状

#### 第5章 介護保険サービス量の見込みとサービスの確保策

#### 第6章 介護保険事業費等の見込みと保険料

#### 第7章 高齢者福祉施策の充実

- 1 高齢者の見守り支援の強化・日常生活支援の拡充
- 2 災害時・緊急時における支援
- 3 高齢者の積極的な社会参加や交流の場づくりの推進
- 4 在宅介護等における負担軽減制度の実施

# 上越市

## 第 7 期介護保険事業計画・第 8 期高齢者福祉計画

### (案)

## 第 1 章 計画策定に当たって

---

### 5 第 6 期介護保険事業計画・第 7 期高齢者福祉計画の検証及び評価

#### (9) 高齢者福祉の取組について

高齢者福祉施策では、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、ふれあいランチサービスの配食時をはじめ、郵便物の配達時など他の事業者の協力もいただく中で、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動に取り組んできました。

また、高齢者向けの各種趣味講座をはじめ、作品展やスポーツ大会などの開催を通じて、高齢者の生きがいと健康づくりを支援するとともに、シルバー人材センターや老人クラブ等への助成を行い、活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりを支援してきました。

加えて、平成 29 年度からは、老人クラブの会員確保と活動の活性化を支援するため、老人クラブ連合会加入クラブへの助成を拡大するとともに、新たに、連合会に加入していない老人クラブへの助成制度を創設しました。

また、一般の避難所では避難生活に支障をきたす障害のある人や高齢者などが、安心して避難生活を送ることができるよう、平成 29 年 1 月に市内の 40 法人 97 施設の協力を得て「災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定」を締結し、福祉避難所避難対象者が直接、福祉避難所へ避難する体制を整えるなど、高齢者福祉施策の充実を図りました。

さらに、身寄りのない高齢者又は親族による申立てが見込めない認知症高齢者等に対して、成年後見制度の利用を支援し、判断能力が十分でない高齢者の個人の財産や尊厳を保持し、地域で安心して暮らすことができるよう支援してきました。

## 8 第7期介護保険事業計画・第8期高齢者福祉計画の目標

当市では、上越市第6次総合計画に掲げる「誰もが生涯を通じてところと体の健やかさを保てる環境が整い、安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を基本理念として、要介護状態への移行と重症化の予防に取り組んできました。また、介護が必要になった人に対しては、一人ひとりの状態に応じ、自立支援や介護の重度化予防に資する適切なサービスの提供を行ってきました。

平成34年には、団塊の世代が後期高齢者に到達し始め、自助・共助が困難になるなど、地域ごとに異なる様々な課題が生じてくることが予想されるため、地域ごとの特性に合った高齢者を支える体制づくりの強化が重要になってきます。特に、認知症高齢者は一層の増加が見込まれることから、本人や家族、地域住民に認知症に対する正しい知識を持っていただき、地域で認知症の人とその家族を見守る体制づくりや認知症初期集中支援チームなどの関わりにより早期からの適切な支援につなげることが重要となっています。

また、家族と同居している高齢者は、これまでは地域の見守りや高齢者福祉施策の必要性は低いとされてきましたが、高齢者虐待や日中独居時の支援、近所との関わりが薄く支援を拒否している人に対する課題が明確となっています。

以上のような視点に立って、第7期介護保険事業計画・第8期高齢者福祉計画期間においても、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、介護予防や生きがいつくりに取り組むとともに、地域における見守り、支え合い体制と医療・介護・福祉などの多様な職種の連携を軸として包括的な支援サービスを提供し、持続可能な高齢者福祉を推進するため、次の2つの基本方針と10の重点取組項目に基づき高齢者保健福祉サービスの環境整備に努めていきます。

### 基本方針

#### (2) 高齢者福祉施策の充実

##### ① 高齢者の見守り支援の強化・日常生活支援の拡充

高齢者が地域で安全で安心して暮らせるよう、地域住民や事業所、関係機関、行政が緊密に連携し、地域全体で高齢者等を見守る体制づくり（高齢者も見守る側）と日常生活における支援に取り組みます。

##### ② 高齢者の積極的な社会参加や交流の場づくりの推進

高齢者の生きがいつくりを推進するため、高齢者の各種趣味講座をはじめ、作品展やスポーツ大会などの開催を通じて高齢者の生きがいと健康づくりを支援するとともに、シルバー人材センターや老人クラブ等への助成を行い、活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりを支援します。

また、今後の地域づくりには高齢者の力が欠かせないことから、高齢者の力を活力ある地域づくりに役立てるための仕組みづくりを検討し、高齢者の活躍の場を創出します。

# 第7章 高齢者福祉施策の充実

## 1 高齢者の見守り支援の強化・日常生活支援の拡充

高齢者が地域で安全で安心して暮らせるよう、地域住民や事業所、関係機関、行政が緊密に連携し、地域全体で高齢者等を見守る体制づくり（高齢者も見守る側）と日常生活における支援に取り組みます。

### （1）地域での見守り活動

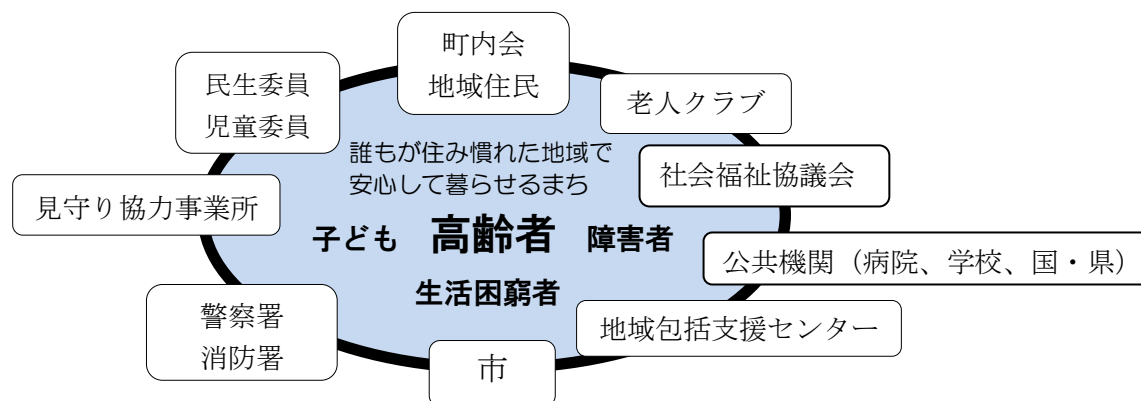
地域住民や事業所、関係機関、行政が連携し、地域全体で高齢者をはじめ、子どもや障害者、生活困窮者を見守る体制の構築を推進します。なお、高齢者の見守りにおいては、孤立死の防止のほか、今後増加が見込まれる認知症の人の支援など、高齢者が安全で安心して暮らせるよう支援します。

#### ○実施内容

- ・高齢者見守り支援ネットワーク体制の構築のため協力事業所の追加募集、登録
- ・高齢者見守り支援ネットワーク会議の開催

#### ○計画期間における取組

- ・高齢者見守り支援ネットワーク会議構成団体による積極的な声かけ訪問などと同時に、家族との同居世帯を含め高齢者を広く対象として、地域ぐるみでの日常的な見守り活動を支援します。
- ・地域で行われている見守り活動の実例を広く町内会等に紹介し、新たに見守り活動が行われる地域を増やしていきます。
- ・市と高齢者見守り協力事業所との意見交換等を通して、連携強化を図ります。
- ・地域住民の支え合いとして、元気な高齢者自らが地域福祉の担い手となり、地域との交流の機会を増やすなど、支援を必要とする高齢者を支える地域社会づくりにつながる取組を進めます。
- ・広く市民に認知症に対する理解を深めていただく市民公開講座を開催するほか、認知症になっても社会参加の場や地域との交流の場が確保されている地域づくりにつながる取組や、認知症の人やその家族への支援など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。



## (2) 要援護世帯除雪費助成事業

自らの力で除雪することが困難なひとり暮らし高齢者などの要援護世帯に対し、除雪作業に要する費用の一部を助成することにより、冬期間の雪害事故を防止し、生活の安全確保と福祉の増進を図ります。

### ○実施内容

要援護世帯が冬期間をより安全・安心に過ごせるよう、平成 29 年度から親族要件の廃止とあわせ、生活形態や家屋などの多様性に應えるため、助成対象となる除雪の範囲を見直し、利用しやすい制度としました。

<助成上限額 (1 世帯当たり) >

- ・多雪区域 一冬期間 65,600 円
- ・その他の区域 一冬期間 41,000 円

## (3) ふれあいランチサービス事業

ひとり暮らし高齢者等にバランスのとれた食事を提供するとともに、配達時に直接手渡すことにより、定期的な安否確認を行い、高齢者等が自立した生活を送ることができるように支援します。

### ○実施内容

<対象者>

ひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯で身体が虚弱な人のうち、アセスメントにより事業利用が適当と認められる人

<利用者負担金>

一食 400 円 (おかずのみは 300 円)

## (4) 高齢者外出支援事業

高齢者にタクシー・路線バスの利用料金の一部を助成することにより、外出を促し、閉じこもりによる体力低下及び認知症の予防を図ります。

### ○実施内容

<利用券交付枚数>

年間 48 枚 (150 円×4 枚/月×12 か月=7,200 円分)

<対象者>

75 歳以上の人で、ひとり暮らし又は 65 歳以上の人のみの世帯

ただし、次に該当する場合は対象外

- (1) 要介護 1～5 の認定を受けている人
- (2) 上越市タクシー利用料金等助成事業 (障害者対象) の受給者
- (3) 市民税所得割課税に属する人
- (4) 自動車を所有している世帯に属する人

## (5) 高齢者福祉施設

住居サービス及び交流の機会を提供し、高齢者が安心して健康的な生活を送ることができるよう支援します。

### ○実施内容

<各施設の入所定員>

施設名称	定員
上越五智養護老人ホーム	150
軽費老人ホーム千寿園	50
ケアハウス上越	30
浦川原生活支援ハウス	10
頸城生活支援ハウス	10
板倉生活支援ハウス	12
清里生活支援ハウス	16
名立生活支援ハウス	15
安塚かたくりの家	5
牧高齢者等福祉センター	10

<生活援助員の派遣>

- ・バリアフリー、緊急通報システムなど高齢者に配慮された設備・仕様としている安江地区及び子安地区の公営住宅に居住する高齢者の生活を支援するため、生活援助員を派遣します。生活援助員は、入居者の多様な生活支援ニーズを把握し、関係機関と連携を図りながら必要な支援を行います。

施設名称	部屋数
安江シルバーハウジング	12
子安シルバーハウジング	14

## 2 災害時・緊急時における支援

地域や関係機関等との連携を図り、災害時・緊急時に迅速かつ的確な対応が図られるよう、高齢者等の安全安心の確保に努めます。

### (1) 福祉避難所

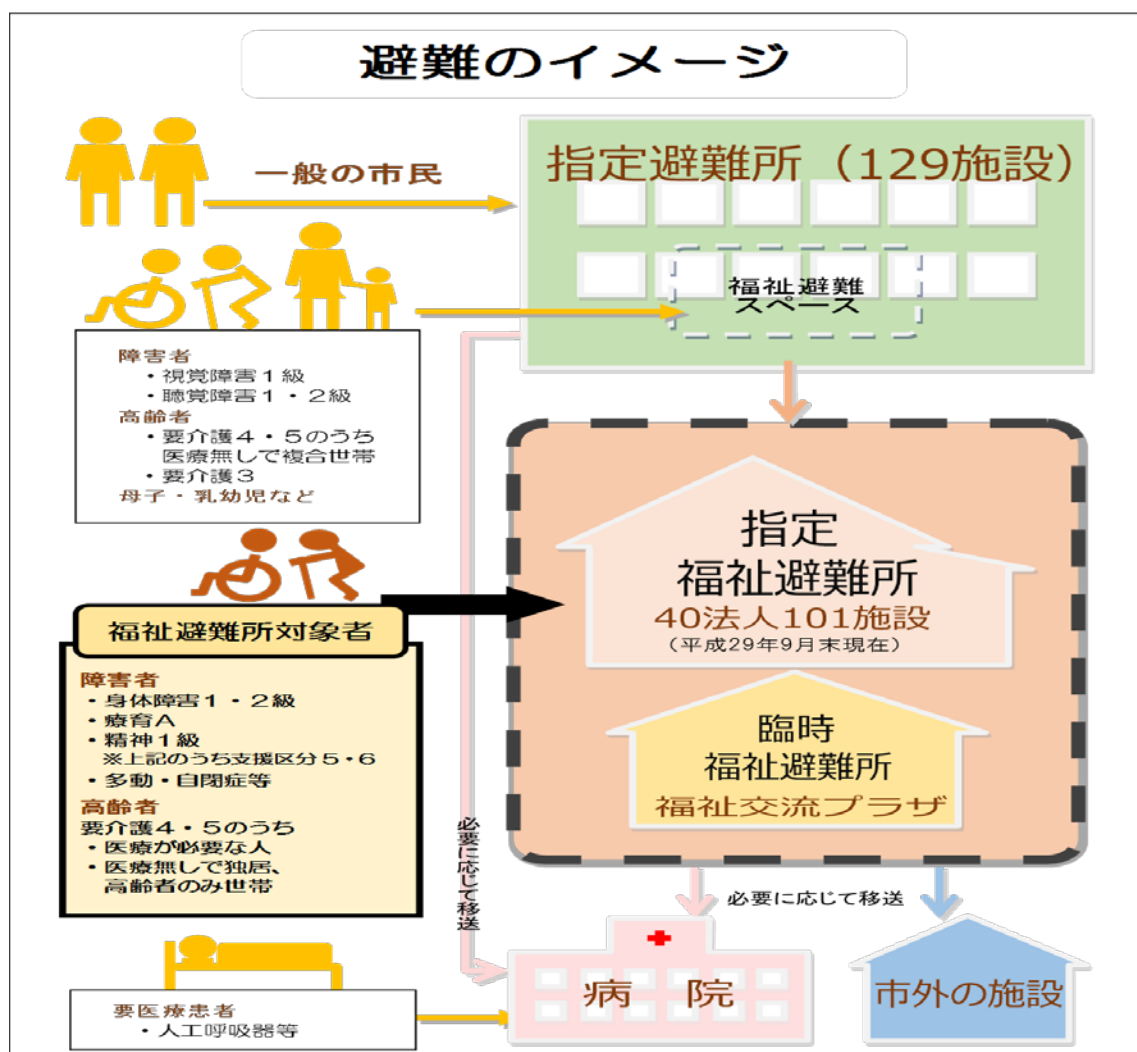
特に配慮を必要とする人に、避難先となる福祉避難所（施設）をあらかじめ定め、災害時において、自宅から指定された福祉避難所に「直接」避難していただき、安心して避難生活ができるよう支援します。

#### ○実施内容

災害時において、一般の避難所（指定避難所）での避難生活が困難な高齢者や障害のある人など、特別な配慮を必要とする人のそれぞれの身体等の状態に応じた避難環境を速やかに確保するため、平成 29 年 1 月に市内の 40 法人と「災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定」を締結し、97 施設を指定福祉避難所に指定しました。（平成 29 年 11 月現在：40 法人、101 施設）

<福祉避難所の開設基準>

- ・市内で震度 5 弱以上を観測した場合 … 開設
- ・震度 4 以下の地震やその他の災害の場合 … 状況により開設





## (2) 避難行動要支援者支援事業

避難行動要支援者への支援体制を整備し、災害時における安否確認や避難誘導等の支援を迅速かつ円滑に行います。

### ○実施内容

民生委員・児童委員の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、自主防災組織（町内会）、民生委員・児童委員、警察、消防署、地域包括支援センター等の関係機関に名簿の情報を提供します。

あわせて、自主防災組織に対し、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を依頼し、個別避難計画が未作成の自主防災組織に対して、計画作成に係る問題点の聞き取りや計画作成の進め方の提案、協議等を行い、個別避難計画の作成率の向上に努めます。

### <避難行動要支援者>

下記に該当し、災害時に単独での避難が困難で、地域の支援を希望する人

- ・ 65 歳以上の一人暮らしの人
- ・ 65 歳以上のみの世帯で身体が虚弱な人
- ・ 介護保険の要介護 3 以上の認定者
- ・ 障害のある人
- ・ 外国人や日中独居となる高齢者など
- ・ 難病患者など

## (3) 救急医療・災害時支援情報キット配布事業

65 歳以上の独居高齢者等を対象に、救急医療・災害時支援情報キット（かかりつけ医療機関、緊急連絡先、災害時の避難先等を記入した情報シートを入れた筒状の容器で、冷蔵庫内に保管）を配布し、急病時等における迅速な救命救急活動に役立てます。

### ○実施内容

災害時の避難行動支援に活用するため、平成 29 年度から配布対象者を福祉避難所避難対象者及び指定避難所福祉避難スペース対象者に配布対象を拡充するとともに、名称を「救急医療・災害時支援情報キット」に改め、情報シートの様式・記載項目を見直しました。

### ○計画期間における取組

救命救急措置の確実性の向上を図るため、救急医療・災害時支援情報シートの更新期間を 3 年から 2 年に短縮するとともに、地域包括支援センター等の協力を得て、記載事項の確認を行う等の取組を進めます。

## (4) 緊急通報装置貸与事業

常時安否の確認を要する高齢者に緊急通報装置を貸与することにより、高齢者の不安の解消と緊急時における適切な対応を図ります。

### ○実施内容

地域包括支援センターと協力し、特に設置が必要と考えられる高齢者への積極的な設置勧奨を行います。

### <対象者>

市民税所得割非課税のおおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等

### 3 高齢者の積極的な社会参加や交流の場づくりの推進

高齢者の生きがいづくりを推進するため、高齢者の各種趣味講座をはじめ、作品展やスポーツ大会などの開催を通じて高齢者の生きがいと健康づくりを支援するとともに、シルバー人材センターや老人クラブ等への助成を行い、活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりを支援します。

また、今後の地域づくりには高齢者の力が欠かせないことから、高齢者の力を活力ある地域づくりに役立てるための仕組みづくりを検討し、高齢者の活躍の場を創出します。

#### (1) 老人クラブ助成事業

会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの増進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援します。

##### ○実施内容

老人クラブの会員確保と活動の活性化を支援するため、平成29年度から老人クラブ連合会に加入する団体への助成を拡充するとともに、老人クラブ連合会に加入していない団体への新たな助成を行っています。

また、老人クラブ連合会等と意見交換を行い、老人クラブの活性化に向けた支援の在り方はもとより、高齢者が現役時代に磨き上げてきた知識や経験、技能など、かけがえない力を活力ある地域づくりに役立てるための仕組みづくりを検討し、高齢者の活躍の場を創出します。

#### (2) 老人趣味の家管理運営事業

趣味の家で各種講座を開催するほか、老人憩の家の管理運営を通じて高齢者同士の交流を促進し、生きがいづくりを推進します。

##### ○実施内容

##### ①高田西趣味の家趣味講座

趣味講座の受講生が減少していることから、講座を新たに開講するなど、受講生の増加につながる講座運営となるよう努め、高齢者の生きがいづくりを推進します。

##### ②春日山荘趣味の教室

上越市社会福祉協議会が運営する老人福祉センター春日山荘の管理運営を支援することにより、高齢者の健康の増進、教養の向上と趣味活動等の場を確保し、生きがいづくりを推進します。

#### (3) シルバー人材センター事業

高齢者に対し、就業を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の福祉の増進及び地域社会の活性化を推進します。

##### ○実施内容

会員数及び受注件数の増加を図るため、職種の拡大や提供サービスの質の向上に向けたシルバー人材センターの取組を支援します。

#### (4) ゲートボールハウス管理運営事業

ゲートボールハウス等の施設設備を適切に維持管理し、高齢者の健康保持と仲間同士の交流の場を提供するとともに、高齢者の生きがいを推進します。

##### ○実施内容

ゲートボール愛好者の高齢化などにより、ゲートボール人口の減少傾向は続くと予想されることから、高齢者の交流や健康づくりの観点から上越ゲートボール連盟等に意見を聞きながら、新規利用団体の立ち上げなどを含め、競技人口を維持するための取組を進めます。

	施設名	所在地	コート数
屋内	直江津ゲートボールハウス	佐内町	2
	中部ゲートボールハウス	富岡	2
	高田西ゲートボールハウス	大貫	2
	高田東ゲートボールハウス	本新保	2
	安塚多目的交流施設	安塚区安塚	1
	浦川原谷ゲートボールハウス	浦川原区谷	1
	大潟コミュニティスポーツハウス	大潟区雁子浜	2
	三和ふれあいホール	三和区島倉	2
屋外	春日山ゲートボール場	大豆	8
	牧ゲートボール場	牧区田島	2

#### (5) シニアパスポート事業

高齢者に外出するきっかけを提供し、家族や仲間との交流を深めることで健康維持及び生きがいのある充実した生活を支援します。

##### ○実施内容

70歳以上の高齢者に公共施設（温浴施設や体育施設）の利用料金を半額程度に減免するシニアパスポートを交付します。

#### (6) 敬老祝賀事業

家族や地域住民が長年、社会の発展に貢献した高齢者を敬愛するとともに、心豊かな地域社会づくりを推進します。

##### ○実施内容

##### ①敬老会

地域や参加者同士の交流等が継続的に行われるよう、平成29年度から敬老会の委託料単価を対象者1人当たり1,200円から1,270円に増額しました。

敬老会を町内会の他の事業と併催するなど、多くの方々が高齢者を敬愛し、交流につながる会となるよう、それぞれの町内会の実情に応じた開催方法について町内会と意見交換し、敬老会の実施率の向上に努めます。

- ・75歳以上の高齢者を対象とした敬老会の開催もしくは祝品の贈呈を、町内会等地域団体に委託（13区は、区単位で敬老会を開催）
- ・敬老会又は祝品の贈呈のいずれも実施困難な地域については、祝菓子の配布を町内会に依頼

## ②100歳祝賀事業

100歳となる節目の年に、長寿を祝い、長年にわたり社会に尽くされてこられたことに感謝の意を表し、祝状及び記念品を贈呈します。

## （7）生きがいと健康づくり推進事業

スポーツや趣味活動などを通し、高齢者の交流や市民との交流を深め、高齢者の健康増進と生きがいづくりを推進します。

### ○実施内容

老人クラブ数の減少や会員数の減少に伴い、年々参加者数が減少していることから、交流の活性化に向け、事業の運営方法の見直しを老人クラブ連合会やゲートボール連盟等と検討します。

#### ①シニアスポーツ大会

スポーツを通じ健康の維持と高齢者の交流を図り、生きがいづくりを推進します。

#### ②シニア作品展

高齢者の趣味活動の成果を一堂に集め作品展を開催し、創作活動の奨励、高齢者の交流や市民との交流を促進し、生きがいづくりを推進します。

#### ③シニアゲートボール大会等

ゲートボール等を通じ健康の維持と高齢者の交流を図り、生きがいづくりを推進します。

#### ④花き生産作業委託

花苗を老人クラブ等は無償配布し、老人クラブが町内会等の花壇を整備することにより、高齢者の社会福祉活動及び生きがいづくりを推進します。

## （8）シニアセンター管理運営事業

シニアセンター（本町ふれあい館・直江津ふれあい館）の開設により、高齢者の創作活動の発表の場及び世代を超えた交流の場を提供し、高齢者の生きがいづくりを推進します。

### ○実施内容

趣味の家講座受講生や60歳以上の市民などが趣味活動で創作した作品を展示します。

施設名	所在地
本町ふれあい館	本町2丁目
直江津ふれあい館	住吉町 直江津小学校1階

## 4 在宅介護等における負担軽減制度の実施

介護保険サービスでは賄えない経済的負担等を軽減する各種高齢者支援施策を継続的に実施していくとともに、民生委員・児童委員をはじめ、地域包括支援センター、介護支援専門員など、関係者と更に連携を密にし、福祉サービスを必要とする高齢者が確実に支援を受けられるよう、周知に努めます。

### (1) 紙おむつ助成事業

日常生活において、紙おむつを必要とする高齢者等に紙おむつを支給することにより、在宅における健やかで心地良い生活を営めるよう支援します。

#### ○実施内容

##### <対象者>

市民税所得割非課税世帯に属し、在宅で介護保険に規定する要介護1～5の認定を受けている人で常時紙おむつを必要としている人

##### <支給内容>

介護度	支給上限額
要介護1、2の人(要支援の人、認定ない人を含む)	月額3,500円(年額42,000円)
要介護3の人	月額4,000円(年額48,000円)
要介護4、5の人	月額5,000円(年額60,000円)

### (2) 寝具丸洗い乾燥サービス事業

在宅での寝具の衛生管理が困難な高齢者等を対象に、寝具の丸洗い及び乾燥のサービスを実施することで、衛生的な生活を営めるよう支援します。

#### ○実施内容

##### <対象者>

- ・要支援以上の認定者で寝具の衛生管理が困難な人
- ・おおむね65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で、病気や障害などにより寝具の衛生管理が困難な人

区分	サービス回数
要支援以上の認定者	丸洗い：年2回、乾燥：月1回
ひとり暮らし高齢者等	丸洗い：年1回、乾燥：月1回

##### <自己負担額>

区分	丸洗い	乾燥
市民税所得割非課税世帯	無料	
市民税所得割課税世帯、介護保険負担割合1割相当	1回400円	1回250円
市民税所得割課税世帯、介護保険負担割合2割相当	1回800円	1回500円

### (3) 訪問理・美容サービス事業

理容店や美容院へ行くことが困難な高齢者等の自宅へ理容師・美容師を派遣し、散髪・整髪を行うことで、在宅での快適な生活を営めるよう支援します。

#### ○実施内容

##### <対象者>

主に要介護1以上の認定者で、理容店や美容院へ行くことが困難な人

##### <助成内容>

- ・理・美容店の出張費1件1,500円を助成（理・美容料金は利用者負担）
- ・年間6回まで利用可能

### (4) 高齢者向け住宅リフォーム補助金

高齢者の身体状況に適した住宅への改修等に必要な経費を補助することで、高齢者が住み慣れた住宅で安心して生活を送ることができるようにするとともに、介護者の負担軽減を図ります。

#### ○実施内容

##### <対象世帯>

要支援以上の認定を受けた高齢者がいる世帯で、世帯全員の前年収入の合計が600万円未満の世帯

##### <補助金額>

- ・生活保護世帯 : 10/10 補助（最高30万円の補助）
- ・所得税非課税世帯 : 3/4 補助（最高22.5万円の補助）
- ・所得税課税世帯 : 1/2 補助（最高15万円の補助）

### (5) 在宅介護手当給付事業

在宅の要介護認定3以上の介護を必要とする高齢者の介護者に対して、在宅介護手当を支給することにより、介護者を慰労するとともに、在宅福祉の増進を図ります。

#### ○実施内容

##### <対象者>

要介護認定3～5の人を在宅で介護している人

##### <給付額>

月額3,000円

## (6) 美<sup>び</sup>助<sup>すけ</sup>っ人<sup>と</sup>さん事業 (ボランティア利用助成)

ひとり暮らし高齢者等の家事援助等を行う有償ボランティアの利用に要した費用の一部を助成することで、有償ボランティアの利用を促進します。

### ○実施内容

#### <対象者>

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に属する虚弱な人で市民税所得割非課税世帯に属する人

#### <助成内容>

有償ボランティアの利用に要した費用の 40% (1 週間当たり 2 回、1 回につき 1 時間を限度として、1 時間当たり 200 円を上限に助成)